

鳥取県告示第 557 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町福万来字野呂山川東150の1、150の2（次の図に示す部分に限る。）、150の3から150の8まで、150の9（次の図に示す部分に限る。）、字カヅラヶ谷右平山772、字仲ノ谷785、786、字本谷山787から789まで、790の1、790の2、791、792、生山字板井谷山313の2、313の151、313の200から313の207まで、福寿実字隠地山679の1、679の2、680、字地輪ヶ谷681、字上細越682、字下細越683、字ウ子横手道下タ684、字ウ子横手道上エ685、字上長塔1164、字関ノ谷1308、字佐利ヶ塔1334、字奥鉦ヨリ峠ノ塔1337、1337の1、1337の2、霞字野路山1074の1から1074の3まで、折渡字川東中山1203、字上ミ川東山1253の1、1253の2、1254の1、1254の2、1254の7（次の図に示す部分に限る。）、下阿毘緑字足渡世山1428、字笹ノ子原ノ向1449、字釜ヶ塔1585、字菅ヶ谷1587、字安右衛門山1588、字猿ヶ口山1709の1、字滝ノ谷第一1710、字滝ノ谷第二1712の2、字小松山1713、字藤舞山1714の1、1714の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）